

準備は済んでいますか

税申告の手続きはお早めに

所得税や市県民税などの申告時期になりました。
申告に必要な書類をそろえ、早めに提出しましょう。

所得税及び復興特別所得税の申告

前橋橋税務署
☎027・224・4371
(自動音声案内で「0」を選択)

● **申告・相談窓口**
期間・会場などは表1のとおりです。期間中は前橋橋税務署での申告相談は行いません。

● **公的年金などの受給者は確定申告が不要に**
公的年金などの収入金額が40万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。なお、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象にならない公的年金を受給している場合は申告が必要になります。

● **公的年金などの受給者は確定申告が不要に**
公的年金などの収入金額が40万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。なお、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象にならない公的年金を受給している場合は申告が必要になります。

● **ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人は忘れずに**
寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が医療費控除などのために確定申告をする場合は、ふるさと納税に係る寄附金控除も確定申告に含めて申告する必要があります。

● **医療費控除の添付書類**
医療費控除の適用を受ける人は、これまでの領収書の添付が提示に代えて医療費控除の明細書の添付が必要に。領収書は自宅で5年間保管してください。

● **セルフメディケーション税制**
特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)などの購入費が、1万2,000円を超える額(8万8,000円限度)を所得控除できます。健康増進などの一定の取り組みが必要で、医療費控除とのいずれかを選択してください。

● **証明書を紛失したら**
次の証明書を紛失した場合、再発行などの手続きが必要です。
証明書など・手続き先 ① 年金の源泉徴収票 年金支払者へ ② 介護保険料の証明書 市役所介護保険室 大胡・宮城・粕川・富士見支所、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーへ

市県民税の申告

市市民税課
☎027・898・6203

● **申告・相談窓口**
期間・会場などは表1のとおり

● **申告が必要な人**
1月1日現在、市内に居住し、確定申告をしない人で、次のいずれかに該当する人は市県民税の申告が必要です。

① 営業等、地代や家賃、配当、農業などの所得があった ② 給与収入が公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加があった

た ③ 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみである人など ④ 上場株式等の配当所得などを所得税と市県民税で異なる課税方式(所得税では総合課税、市県民税では申告不要など)を選択する場合。選択により国民健康保険税などが変わる場合があります。

● **控除の申告には証明書を申告に必要な物** ① 個人番号(マイナンバー)カード。または、通知カードか住民票の写し(マイナンバーの記載がある物)と身元確認書類(運転免許証など) ② 印鑑、筆記用具、電卓など ③ 昨年中の所得の分かる物(源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支内訳書) ④ 各種控除を受ける人は表2のとおり

● **証明書を紛失したら**
次の証明書を紛失した場合、再発行などの手続きが必要です。
証明書など・手続き先 ① 年金の源泉徴収票 年金支払者へ ② 介護保険料の証明書 市役所介護保険室 大胡・宮城・粕川・富士見支所、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーへ



申告窓口開設に合わせ業務時間を変更

確定申告窓口の開設に合わせ、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーの業務時間を一時的に変更します。

日時 = 2月16日(金)～3月15日(木)・2月18日(日)・25日(日)、午前9時～午後7時(上記を除く土日曜は午前10時～午後7時)

証明サービスコーナー
☎027-210-2279

表1 確定申告と市県民税申告の期間と会場

種類	期間	時間	会場
① 確定申告(所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税)	2月16日(金)～3月15日(木)	午前9時～午後4時	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール(問い合わせは前橋橋税務署 ☎027-224-4371)
② 市県民税申告	2月21日(木)		第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月22日(金)	午前9時30分～11時30分	第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
	3月1日(木)		第五コミュニティセンター
①②の日曜申告・相談日 ※1	2月16日(金)～3月15日(木)	午前9時～午後5時	市役所市民税課
	2月18日(日)・25日(日)	午前9時～11時30分、午後1時～4時30分	大胡・宮城・粕川・富士見支所
①②の日曜申告・相談日 ※1	2月18日(日)・25日(日)	①は午前9時～午後4時 ②は午前9時～午後5時 ※2	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール(①のみ)、市役所市民税課(①②とも)、大胡・宮城・粕川・富士見支所(①②とも、25日のみ)

※1 日曜相談日以外の土日曜は受け付けていません。
※2 大胡・宮城・粕川・富士見支所の受付時間は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分です。

表2 各種控除に必要な証明書など

控除項目	対象	必要な証明書など
障害者	身体障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書(申請によって交付しますが、即日交付はできません)
社会保険料(国民健康保険税や介護保険料など)	年金から引き去り(特別徴収)の人	源泉徴収票(遺族・障害年金から引き去りの人は支払通知書など)
	納付書払い(普通徴収)の人	昨年中に支払った領収証書
	口座振替(普通徴収)の人	1月に送付した振替済通知書
医療費	医療費が一定額以上ある人	医療費控除の明細書※3
	セルフメディケーション税制の適用を受ける人	セルフメディケーション税制の明細書※3 一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
	寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつ代を支払っている人	医師が発行するおむつ証明書
生命保険料	上記のおむつ代を支払っていて、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当し、控除を受けるのが2年目以降の人	主治医意見書記載内容確認書
	生命保険料を支払った人	生命保険会社などが発行する証明書
地震保険料	地震保険料を支払った人	損害保険会社などが発行する証明書

※3 平成31年分の申告までは、従来通り領収書の添付が提示によることもできます。

税理士会の確定申告無料相談

給与所得者や年金受給者(譲渡所得がある人を除く)を対象に、確定申告無料相談を行います。相談には事前の電話予約が必要です。

日時 2月24日(土)午前9時30分～

午後4時

会場 中央工科大学専門学校(古市町一丁目)

☎027・234・6131へ